

1 憲法とはなんだったのか

憲法は、法律ではありません。近代立憲主義憲法は、**国家権力を制限し人権を保障する法**です。つまり、法律を作るときや、それを運用するときに守らなければならないことを示し、**国民が国家に遵守させるという、法律とは逆方向の役割を本質とする法**です。時に国家は暴走するという歴史的教訓から生まれた役割であり、日本国憲法も、(制定過程の議論はしませんが、少なくとも内容において) そのような役割を担っています①。

今回の草案は、そうした従来の意味での憲法ではありません(その事実についてどう考えるかは自由です)。

つまり、現行憲法では公務員のみが負っている**憲法尊重義務を全国民が負**い(102条1項。これはQ&Aによれば「遵守」より重い義務です。)、**「公益及び公の秩序」**(12条後段、13条後段、21条2項等)による人権制限が認められ、**「自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚」**(12条後段)することが要求され、国民の義務が大幅に増え、前文冒頭の主語が国家になるなどして、国家から国民への法に変容しているのです。

2 全体にかかわる変更点

(1) 国民の義務が増える

明確に増えた義務(3条2項、19条の2、92条2項、99条3項、102条1項)のほかにも、国民に一定の態度を要求している部分が相当数あります(前文3段以下、9条の3、12条前段、12条後段、21条3項、24条1項、24条2項、25条の2等)。これらは**全て、憲法尊重義務を負うことによって、国民が守らなければならない事項になっているわけですから、法律により具体化されることで明確に憲法上の義務となり得ます**。義務は大日本帝国憲法では2個、現行憲法では3個だった②のに対し、草案では21個あるとの指摘を掲示板で頂いています③。

① そうではなく国家統治の基本を定めた法だ、との主張もみられますが、国家統治の基本を定めていることはもちろんであり、国家権力を制限し人権を保障することと両立しているのは言うまでもありません。国家が存在する以上、統治の基本は何らかのルールによっているわけで、その意味での「憲法」は、法典や判例が存在するか否かにかかわらず、いかなる時代のいかなる国家にも存在しますから、日本国憲法という法典を議論するにあたりあまり意味のある概念ではありません。むしろ、国家統治の基本を定めた法としての「憲法」は、日本の場合、国会法や公職選挙法の中にも含まれているので、憲法は国家統治の基本を定めた法だという側面を強調する場合、日本は何度も憲法改正しているといえます。

② 現行26条、27条、30条に義務が定められていますが、26条(教育を受けさせる義務)、27条(勤労の義務)は権利と関連付けられていること、30条(納税の義務)は国家を存在させる以上不可欠である上、税金をとるには法律によらなければならないという意味で84条とともに国家を縛っていることから、国民が国家に守らせるという(現行)憲法の本質から逸脱するものではありません。また、立憲主義と国民の義務が全く両立しないわけではありません。

③ 個数は数え方によりますが、少なくとも義務的な性格を帯びているものを条文順に列挙しておきます。

1 国・郷土保全義務、2 人権尊重義務、3 和を尊ぶ義務、4 互助・国家形成義務、5 自由・規律尊重義務、6 国土・自然環境保全義務、7 教育・科学技術振興義務、8 国を成長させる義務、9 伝統・国家継承義務、10 国旗国歌尊重義務、11 国際平和誠実希求義務、12 国防協力義務、13 自由・権利保持義務、14 自由・権利を濫用しない義務、15 責任・義務自覚義務、16 公益及び公の秩序服従義務、17 身体拘束しない義務、18 個人情報適正利用義務、19 通信の秘密を侵さない義務、20 宗教参加を強制しない義務、21 家族間助け合い義務、22 婚姻維持義務、23 環境保全協力義務、24 教育を受けさせる義務、25 勤労の義務、26 児童を酷使しない義務、27 納税の義務、28 逮捕しない義務、29 両議院議員を兼職しない義務、30 地方自治負担分担義務、31 緊急事態下指示服従義務、32 憲法尊重義務

(2) 個人の尊重がなくなる

人権とは、生きること、幸福を追求すること、意見を言うこと、好きなことを考えることなど、人に欠かせないあらゆる権利のことです。まとめて基本的人権（現行 97 条）といったりします。

こうした全ての人権の根幹をなす「**個人**」の**尊重（13 条）**が、「**人**」の**尊重**に変わっています。これについて、[起草委員会事務局長の私見](#)ではありますが、「**個人主義**を助長してきた嫌いがあるので」変えたとされています。利己主義の助長ではなく**個人主義**の助長を問題視しているということは、全体主義方向への変化を目指したということです。

そもそも、多数派は権力を握れるわけですから、憲法が力を発揮するのは、多数決原理では奪えない少数派の人権を保護する局面です。そのため、個人主義を少なくとも後退させ、和（草案前文）を乱す個人を尊重しないのであれば、憲法の存在意義が乏しいこととなります。憲法が骨抜きになってしまう、見方を変えれば、憲法を骨抜きにすることができる、ということです。

(3) 「公共の福祉」ではなくなる

人権が重要だとはいっても、例えば名誉毀損が罪になることからわかるように、一定の制約を受けています。国家権力が人権を制限する主要な根拠は、「公共の福祉」でした。

「公共の福祉」という文言を「公益及び公の秩序」と改正することにより、憲法によって保障される基本的人権の制約は、**人権相互の衝突の場合に限られるものではないことを明らかにした**と Q&A にあります。

従来、「公共の福祉」（12 条後段、13 条後段）による人権制約は、他の人権に資する場合（人権の合計が大きくなる場合）にのみ認められるのであり、他の人権の集合とは異なる「公益」的な何かは存在しないと考えるのが一般でしたが、そのような考え方をしないことを明確にしました。**誰の人権のためにもならないが公益にはなるという場合を明確に観念して運用されるわけですから、全ての人権の尊重度が弱まります**^{④⑤⑥⑦⑧}。具体的にどうなり得るのかは各条文をご覧ください。

言論や芸術などの**表現の自由に対する規制については、「公共の福祉」のなかった 21 条に「公益及び公の秩序」を入れています**ので特に変化が大きいです。

④ 侵略されてやむを得ず関わせられる場合や、原発からやむを得ず避難させられる場合が、誰の人権のためにもならないが公益にはなる事例だとの主張がみられますが、この事例では生命そのもの（13 条）や生存権（25 条）などが守られています。もっとも、そもそもこの事例を「公共の福祉」や「公益及び公の秩序」の問題としてとらえるかどうかは意見が分かれます。

⑤ ドイツの戦う民主主義と同じだという主張もみられますが、異なります。例えば、戦う民主主義では民主主義を否定することを許さないのに対し、草案では何を許さないのが憲法上決まっています。

⑥ 従来の通説を批判し、人権を擁護しつつ理論的に再構成しようとする試みもありますが、そうした見解の根幹には個人の尊重（13 条前段）の理念があり、それのない草案の下で説明することは困難であると思われるため、詳細な検討は省略しています。

⑦ Q&A に「公の秩序」についての説明がありますが、「公益」についての説明がないため、結局「公益及び公の秩序」が人権相互の衝突以外の何を指す（と自民党が考えている）のかは明確ではありません。

⑧ 解釈するのは裁判所だから何も変わらないとの主張もありますが、草案下で何か事件が起こり、当事者が最高裁まで争って違憲判決がでた事項以外は、行政の解釈によって運用されます。また、裁判所もあえて改正したことの趣旨に照らして解釈します。立案担当者の説明はもちろん、改正という事実自体の意味も解釈上考慮されますから、単純に新旧を比較した場合に「ある解釈をどちらの文言でもとり得るか」ということと、「あえて変えた場合にその解釈が維持されるか」ということは異なります。

(4) 同じ文言でも解釈が変わる

このような憲法の趣旨に照らして各々の文言が解釈されますから、**形式的には何ら変わっていない文言であっても、解釈が変わるものが多いです。**

例えば、「思想及び良心の自由」(19条)という文言は全く変わっていませんが、「日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない」(3条2項)ことによって、日本代表の試合で君が代を声に出して歌わない自由は「思想及び良心の自由」(19条)に含まれにくくなります。

「表現の自由」(21条1項)という文言も変わっていません。しかし、追加された21条2項による制限があります。また、「投票価値の徹底した平等を実現しよう」というピラを配る場合、行政区画等も勘案するとする草案47条に反しており、憲法尊重義務(102条1項)を守っていないため、「表現の自由」(21条1項)として保護されにくくなり、ピザ屋がピラ配布の際に当たり前にやっているような軽微な建造物侵入でも捕まりやすいことになる、というふうに他の条文の影響を受けます。

徴兵制に関する18条の議論もこれに関連します。

3 特に目立つ誤解

(1) 草案に否定的な方の一部にみられる誤解

自民党案は人権自体を否定したわけではありません(現行97条参照)。憲法全体の仕組みを解釈することによって、どのような改正を行おうとしているのかということが明らかになります。

自民党が天賦人権説を否定したことや、「侵してはならない」を「保障する」にかえていることは事実ですが、問題視する主張の中には誤解に基づくものが多くみられるので、この点について19条で詳述しています。

また、**自民党が徴兵制を検討していることは否定されていますし、徴兵制が現在違憲^⑨と解釈される根拠として通説・政府見解が挙げているのは18条前段「奴隸的拘束」ではなく後段「意に反する苦役」**ですから、**奴隸的拘束禁止の文言がなくなったことによって合憲とはなりません。**

(2) 草案に肯定的な方の一部にみられる誤解

徴兵制が新憲法下では許されるという解釈も可能です(18条参照)。自民党の起草者たちは、改憲しても徴兵制をやる予定がない理由として、制度選択としての**非現実性、不合理性**に言及しています。これは、草案の下で合憲であることを前提としなければ出てこない議論ですから、現実的、合理的だと考えるような状況がくればいつでも法律で徴兵できるようにしているとみるのが論理的です。そして、直ちに徴兵制と結びつくわけではありませんが、国と協力して国防しなければならないことは事実です(前文3項、9条の3、102条1項)。

また、文言を明確化しただけなどということも考えにくいです。自民党の解釈が明確になっているところは多々ありますが、文言自体を明確にする変更はごく一部です。**時代に合わせて新しい人権を規定したとの主張も誤りです(21条の2等参照)。**

^⑨ 「合憲」というのは、その法律や規制が憲法に反しておらず許されるということで、「違憲」というのはその法律や規制が憲法違反だということです。そのため、多くの場面で、「合憲」な規制が多いほど、国民の行為は「違法」になりやすく、人権保障は薄くなり、「違憲」な規制が多いほど、国民の行為は「合法」になりやすく、人権保障は厚くなるという関係にあります。例えば、反原発デモを禁止する法律ができたとして、その法律が合憲であれば、デモを行ったら法律違反なので違法であり、一方その法律が違憲であれば、その法律が無効(現行98条1項、草案101条1項)なのでデモが禁止されていないことになり、デモを行っても合法になります。

目次

前文	19	思想良心の自由	28	労働基本権
1章 天皇 (1～8)	20	信教の自由	29	財産権
2章 戦争の放棄/安全保障 (9～)	21	表現の自由	4章 国会 (41～64)	
3章 国民の権利及び義務 (10～40)	22	営業等の自由	5章 内閣 (65～75)	
14 平等権	23	学問の自由	6章 司法 (76～82)	
15 参政権	24	家族	7章 財政 (83～91)	
16 請願権	25	生存権	8章 地方自治 (92～)	
17 国家賠償請求権	26	教育権	9章～緊急事態、改正、最高法規	
18 苦役等からの自由	27	勤労権	上論・名簿	

現行	草案	解説
<p>日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。</p> <p>日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。</p> <p>われらは、いつれの国家も、自国のことだけに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。</p> <p>日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。</p>	<p>日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であつて、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。</p> <p>我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。</p> <p>日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合つて国家を形成する。</p> <p>我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。</p> <p>日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。</p>	<p>主語が国家の文が登場しています (第1文、第2文)。 「天皇を戴く」こととされ、従来の象徴天皇制とは異なるものとなりました。</p> <p>平和主義、国民主権、基本的人権の尊重は維持されています。もっとも平和的生存権の根拠とされる「平和のうちに生存する権利」はなくなっています。</p> <p>また、国民が国を守ること、和を尊ぶこと、規律を重んじること、国家を継承することなどが新たに掲げられています。国民の憲法尊重義務が新設されたため、これらは国民が守らなければならない事項となります。</p> <p>第2文は理由・結論ないし過去・現在という次元の異なる動詞を、両者の関係を明らかにせず並列的に繋げている点、その真ん中のみに「～ている」を用いている点で、日本語として問題があります。日本語として適切でない箇所はほかにも多々ありますが、法的な内容にかかわらないところは指摘を省略します。</p> <p>最後に「ここに、この憲法を制定する」とあるので、日本国憲法制定時に立つて書かれた前文であることがわかります。そのため、占領下の日本が「先の大戦による荒廃.....を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めて」いたと言っていると読むのが論理的です。そうでないのであれば、基準時の矛盾した前文になっています。</p> <p>その他については、抽象的な文言ですからいろいろな解釈があり得ます。</p>
<p>第一章 天皇</p> <p>第1条</p> <p>天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、</p>	<p>第一章 天皇</p> <p>第1条 (天皇)</p> <p>天皇は、日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であつて、</p>	<p>元首と入れた根拠として Q&A では、明治憲法で元首とされていたことを挙げています。象徴である点はそのまま維持されているので、変更というより追加</p>

<p>主権の存する日本国民の総意に基く。</p>	<p>その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。</p>	<p>です。 主権が天皇ではなく国民にあるという明治憲法からの劇的な変化を第1条で宣言するという、天皇の地位と国民主権の条文でしたが、草案の表題は単に「天皇」とつけられています。</p>
<p>第2条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。</p>	<p>第2条（皇位の継承） 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。</p>	
	<p>第3条（国旗及び国歌） 1 国旗は日章旗とし、国歌は君が代とする。 2 日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない。 第4条（元号） 元号は、法律の定めるところにより、皇位の継承があったときに制定する。</p>	<p>日の丸君が代の規定（3条）が天皇の章（1章）の中に新設されており、天皇制と不可分であることがわかります。現在の国旗国歌法は、日の丸が国旗で君が代が国歌である旨を定めるのみであるのに対して、草案は尊重義務も課しているため、議論の対象は、「日の丸君が代の是非」ではなく「日の丸君が代の尊重を強制することの是非」になります。元号も憲法上規定されました（4条）。</p>
<p>第3条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。 第4条 1 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。 2 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。 第5条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。 第6条 1 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。 2 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。 第7条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。 二 国会を召集すること。 三 衆議院を解散すること。 四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。 五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状並びに批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。 七 栄典を授与すること。 八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。 九 外国の大使及び公使を接受すること。 十 儀式を行ふこと。</p>	<p>第5条（天皇の権能） 天皇は、この憲法に定める国事に関する行為を行い、国政に関する権能を有しない。 第6条（天皇の国事行為等） 1 天皇は、国民のために、国会の指名に基づいて内閣総理大臣を任命し、内閣の指名に基づいて最高裁判所の長である裁判官を任命する。 2 天皇は、国民のために、次に掲げる国事に関する行為を行う。 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。 二 国会を召集すること。 三 衆議院を解散すること。 四 衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選挙の施行を公示すること。 五 国務大臣及び法律の定めるその他の国の公務員の任免を認証すること。 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。 七 栄典を授与すること。 八 全権委任状並びに大使及び公使の信任状並びに批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。 九 外国の大使及び公使を接受すること。 十 儀式を行うこと。 3 天皇は、法律の定めるところにより、前2項の行為を委任することができる。 4 天皇の国事に関する全ての行為には、内閣の進言を必要とし、内閣がその責任を負う。ただし、衆議院の解散については、内閣総理大臣の進言による。 5 第1項及び第2項に掲げるもののほか、天皇は、国又は地方自治体その他の公共団体が主催する式典への出席その他の公的な行為を行う。 第7条（摂政） 1 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名で、その国事に関する行為を行う。</p>	<p>5条で国事行為から「のみ」が削除されたことは、6条5項で公的行為を規定したこととあわせて、「おことば」などがなぜ合憲なのかという論点を解決するものと考えられます。 天皇の国事行為について、内閣の助言と承認（現行3条、7条）は不要となり、進言（草案6条4項）で足りることとなったため、少なくとも事前助言と事後承認の双方を要するという説を採らないことを明確にしたことがわかります。 Q&Aで、「内閣の「助言と承認」が必要とされていますが、天皇の行為に対して「承認」とは礼を失することから、「進言」という言葉に統一しました」とされています。一方、現行96条2項、草案100条2項では憲法改正について、国民の「承認」を得て天皇が公布という行為をすることになっているので、自民党の価値観によれば、憲法改正を行うと礼を失することになります。これは自民党が改憲を主張していることと矛盾するので、草案100条2項の「承認」は誤記と考えられます。 内閣総理大臣の解散権に関する6条4項ただし書は、54条に対応するものです。</p>

	2 第5条及び前条第4項の規定は、摂政について準用する。	
第8条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。	第8条 (皇室への財産の譲渡等の制限) 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が財産を譲り受け、若しくは賜与するには、法律で定める場合を除き、国会の承認を経なければならない。	皇室への財産譲渡が法律により許されることが明記されました。
第二章 戦争の放棄 第9条 1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、 国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。	第二章 安全保障 第9条 (平和主義) 1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、 国権の発動としての戦争を放棄し 、武力による威嚇及び武力の行使は、 国際紛争を解決する手段としては用いない。 2 前項の規定は、 自衛権の発動を妨げるものではない。	安全保障がどうあるべきかという議論はここではしません。9条2項で 集団的自衛権行使が可能 となりました(「自衛権の発動」に個別的という限定がないため)。 1項で「永久に」は削除されています。在外国民の保護については25条の3をご覧ください。 現在の政府の9条解釈を紹介しておくと、1項で「国際紛争を解決する手段」つまり国策としての戦争、すなわち侵略戦争を放棄し、2項で自衛戦争も禁止され、個別的自衛権行使は国家の自然権として可能(そのための実力は2項の「戦力」に当たらない)というものです。草案の戦争放棄には「国際紛争を解決手段として」という限定が保っていないので、1項で 自衛戦争も放棄した ことになりません。 国防軍について、9条の2で 法律によって内容を決められます 。 9条の2第3項で公の秩序を維持する活動が憲法上可能となり、 国内の表現規制等の治安維持活動を国防軍が行う ことになります。 9条の2第5項の「 審判所とは、いわゆる軍法会議のことです。 」「 裁判官や検察、弁護士も、主に軍人の中から選ばれることが想定されます。 」とQ&Aにあります。最終的には76条2項により通常 の裁判所に上訴できるはずですが 、9条の2第5項では 検察官の上訴権が 抜けていることは事実です。 9条の3「 国民と協力して 」は 国民が国防しなければならぬ ことを前提とした規定になっています(総論、前文3項、25条の2、102条1項参照)。明確に国民の義務という文言になっていない点につき、Q&Aは「 徴兵制について問われることになるので、憲法上規定を置くことは困難である と考えました」としています。「 問われることになる 」との文言の意図が明確ではありませんが、2通りの読み方を指摘しておきます。ひとつは、国民の国防義務を明確に書きたいけれども、徴兵制をやれるようにしたいわけではないので書けない、という読み方です。もうひとつは、徴兵制について正面から争点になってしまうのは不
	第9条の2 (国防軍) 1 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。 2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。 3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。 4 前2項に定めるもののほか、 国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。 5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。	
	第9条の3 (領土等の保全等) 国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。	

		都合であるので、憲法には明記せず、もし必要なときがあれば法律で徴兵できるような曖昧な条文にしておく、という読み方です。
第三章 国民の権利及び義務 第 10 条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。	第三章 国民の権利及び義務 第 10 条 (日本国民) 日本国民の要件は、法律で定める。	
第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。	第 11 条 (基本的人権の享有) 国民は、全ての基本的人権を享有する。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利である。	「人権規定も、我が国の歴史、文化、伝統を踏まえたものであることも必要だと考えます。」と Q&A にあり、 歴史、文化、伝統に反する自由は人権ではない (あるいは価値が低い) という新たな解釈がとられたと読めます。天賦人権説を否定した点については 19 条をご覧ください。
第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。	第 12 条 (国民の責務) この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならない。国民は、これを濫用してはならず、 自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。	Q&A で、「公共の福祉」という文言を「公益及び公の秩序」と改正することにより、憲法によって保障される基本的人権の制約は、人権相互の衝突の場合に限られるものではないことを明らかにした」とされています(その意味につき総論参照)。 なお、Q&A に「公の秩序」の解説がありますが、「公益」の解説はありません。 また、「自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚」すべきことが規定されました(総論参照)。天国を信じることに何の責任が伴うのか、コンビニで買ったパンの所有権に何の義務が伴うのか、寝たきりの人は生きる権利に伴う何らかの義務を履行できるのか、などと具体的に考えると法的意味の理解が困難なので、詳細な解説はできません。 12 条は人権全体について規定しているので、 現行・草案ともに、13 条以下の全ての人権に係ります。
第 13 条 すべて国民は、 個人 として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。	第 13 条 (人としての尊重等) 全て国民は、 人 として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、 公益及び公の秩序 に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。	「個人として」が「人として」に変わっており、24 条では「個人」を残していることと対比すると、個人としては尊重されることがわかります(これにより 全体主義方向に傾く ことにつき総論参照)。「公益及び公の秩序」については前条と同様です。 この条文は人権の包括的規定なので、プライバシー権などの 新しい人権は 13 条を根拠に 従来から認められていました。草案において 新たに明文化された人権はありません。
第 14 条 1 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。	第 14 条 (法の下での平等) 1 全て国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、 障害の有無 、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別	障害の有無が後段列挙事由 (明確に書いてある差別禁止要素)となりました。判例は 列挙されているか否かで区別しておらず 、障害が「社会的身分」に含まれると解釈するかどうかにかかわらず、

<p>2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。</p>	<p>されない。 2 華族その他の貴族の制度は、認めない。 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。</p>	<p>現在でも障害の有無での差別は当然禁止されていますが、あえて書くことによって保護が厚くなる可能性はあります。内容や程度には着目せず「有無」に着目しているので、仮にこの変更に必要な意味を持たせるとすると、この文言が適用される障害者なのか、そうではないのかという区別をはっきりさせなければならず、かえって差別を助長しかねない点に注意が必要です。 3項で栄典の授与が特権を伴うことが許されました。また、新憲法下で新たに想定される「軍事的関係」においては差別されるのかもしれませんが。</p>
<p>第15条 1 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。</p>	<p>第15条(公務員の選定及び罷免に関する権利等) 1 公務員を選定し、及び罷免することは、主権の存する国民の権利である。 2 全て公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。 3 公務員の選定を選挙により行う場合は、日本国籍を有する成年者による普通選挙の方法による。 4 選挙における投票の秘密は、侵されない。選挙人は、その選択に関し、公的にも私的にも責任を問われない。</p>	<p>「日本国籍を有する」とあるので、外国人参政権が認められないことが明らかになりました(94条2項参照)。なお現行憲法下でも国政選挙で外国人が投票することは国民主権に反するので認められていません。</p>
<p>第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。</p>	<p>第16条(請願をする権利) 1 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有する。 2 請願をした者は、そのためにいかなる差別待遇も受けない。</p>	
<p>第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。</p>	<p>第17条(国等に対する賠償請求権) 何人も、公務員の不法行為により損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は地方自治体その他の公共団体に、その賠償を求めることができる。</p>	
<p>第18条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。</p>	<p>第18条(身体の拘束及び苦役からの自由) 1 何人も、その意に反すると否にかかわらず、社会的又は経済的関係において身体を拘束されない。 2 何人も、犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。</p>	<p>「いかなる」から「社会的又は経済的関係において」に変わったため、社会的経済的以外の関係では拘束され得ることとなりました。そのような拘束があるのかを判断できるほど明確な条文ではありませんが、14条1項にある「政治的」が除外されていることに注意が必要です。「軍事的」拘束も禁止していません。 「奴隸的拘束」から「身体を拘束」に変わったことだけに注目すれば、禁止される拘束の範囲が広がったことになります。奴隸的拘束も「身体を拘束」の一種として禁止されています。しかし、禁止の範囲が広がったことで、例外が許されるようになりました(人権のインフレ)。例えば、逮捕勾留等の身体拘束は現行18条とは無関係であるのに対</p>

		<p>して、草案 18 条の例外と位置付けられます (仮に、「法的」な身体拘束は 18 条の例外ではなくそもそも対象外だと解するならば、法律によれば奴隷的拘束等のあらゆる拘束が、公益及び公の秩序に合致する限り可能となりかねません。)</p> <p>意に反していなくても身体拘束されないことになったということは、仮に私人間に直接適用してしまうと、労働や通勤通学や性交渉の多くが禁止されかねません。そこで、現行 18 条は私人間に直接適用され、企業による過度な拘束を禁止する役割を担っているのに対し、草案 18 条は私人間に直接適用されないと考えられます。</p> <p>徴兵制は、「意に反する苦役」に当たるため違憲とされてきました。意に反する苦役の禁止は 2 項でそのまま維持されています。しかし、国防軍も国防義務 (前文 3 項、9 条の 3) も「公益及び公の秩序」による制約も憲法尊重義務 (102 条 1 項) もなかった現行憲法下での「意に反する苦役」に当たるとの議論がそのまま妥当するわけではありません。意に反する苦役かどうかは憲法の趣旨に照らして判断されるのですから、新憲法上の重要な国益である国防軍に参加することは苦役ではないと解釈することが可能ですし、自衛隊時代から自民党では「苦役だなんて自衛隊員に失礼だ」といった議論がありました (自民党の主張につき、総論及び 9 条の 3 参照)。</p>
<p>第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。</p>	<p>第 19 条 (思想及び良心の自由) 思想及び良心の自由は、保障する。</p>	<p>「保障する」との文言に変わっており、同様の変更は随所に見られます。もっとも、現行憲法にも「保障する」という文言はあり (21 条等)、どちらでも人権一般に 12 条 13 条の公共の福祉による最小限度の制約があることは変わりませんから、この文言の違いによる差は基本的にありませんでした。</p> <p>差がなかったとはいえ、あえて変更したという事実は意味があります。Q&A の記述で関連するのは「西欧の天賦人権説に基づいて規定されていると思われるものが散見されることから、こうした規定は改める必要がある」という部分です。「侵してはならない」を「保障する」に改めるということは、たとえ憲法がなくても誰もが当然有している権利である、という意味での「天賦人権説」を否定した、と読めますから、そのようなスタンスの憲法であるということを読み取ることはできます。</p> <p>一方で、Q&A は、自衛権が条文になくとも認められている理由については「主権国家の自然権 (当然持っている権利)」であるとしています。そうすると、条文がなくても当然持っている権利と</p>

		<p>いうものが、国民にはないけれども国家にはあると考えていることとなります。</p> <p>一般論としては以上の通りですが、19条に限っていえば、従来、思想良心が内心にとどまる限り絶対的保障であったのが、「保障する」にかわることにより、公益及び公の秩序による制限があり得ることになると考えることも可能です。</p>
	<p>第19条の2 (個人情報の不当取得の禁止等)</p> <p>何人も、個人に関する情報を不当に取得し、保有し、又は利用してはならない。</p>	<p>19条の2は、プライバシー権に資するとQ&Aにあり、結果的に資するとは言えますが、条文上国民の権利と読むのは無理であり、本来法律で定めるべき性質の規定です(2005年の草案では、「何人も、自己に関する情報を不当に取得され、保有され、又は利用されない。」としていたので、権利と読める規定でした。)</p> <p>個人情報については、現行法上規制の対象となっているのは、おおまかに言えば、公的機関と、5000人以上の情報を扱う企業や事業主です。これを広げ、全ての者に個人情報保護義務を課したことで、例えば取材、探偵、署名運動、連絡網作成などが行いにくくなります。また、現行法上の個人情報は「生存する個人に関する情報」(行政機関個人情報保護法2条2項、個人情報保護法2条1項)とされているのと比べると、死者の情報も規制対象になっていると読めます。適法違法ではなく当不当を問題にしていますから、法律に反していなくても不当であれば憲法違反になります。</p>
<p>第20条</p> <p>1 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。</p> <p>2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。</p> <p>3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。</p>	<p>第20条 (信教の自由)</p> <p>1 信教の自由は、保障する。国は、いかなる宗教団体に対しても、特権を与えてはならない。</p> <p>2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。</p> <p>3 国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない。ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない。</p>	<p>1項で、信教の自由の保障につき「何人に対しても」という文言が削除されています。「なにじん」ではなく「なんぴと」とよみ、「すべての人」というような意味です。</p> <p>宗教団体による政治上の権力の行使が禁止されなくなりました。</p> <p>3項ただし書は現判例と大きくは違いませんが、政教分離が厳格になるような判例変更が不可能となっています。また、あえて明文化したことの趣旨から、政教分離が緩やかになります。例えば草案の下で首相の靖国参拝が違憲となることは考えにくいです。</p> <p>「玉串料を支出するなどの問題が現実には解決されます」とあり、愛媛玉串料違憲判決は覆されることになります。</p>
<p>第21条</p> <p>1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。</p> <p>2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。</p>	<p>第21条 (表現の自由)</p> <p>1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした</p>	<p>公益及び公の秩序を害することを目的とした表現行為が禁止されました。行為態様ではなく目的に着目した規制なので、その活動自体は「公益及び公の秩序」を害しなくても、その活動の目的が</p>

<p>い。</p>	<p>活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。 3 検閲は、してはならない。通信の秘密は、侵してはならない。</p>	<p>「公益及び公の秩序」を害すると判断されれば禁止されます。 「公益及び公の秩序」は誰の人権のためにもならないけれども公益にはなることをも指すことが Q&A で明確になっています (総論、12 条参照)。また、12 条、13 条が人権全体にかかっているのに、重ねて 21 条 2 項でも書くということは、特に規制が許されやすいということです (現行 22 条、29 条がそれに当たります。一方新 22 条には公益及び公の秩序が登場しないですから、表現の自由の保護は経済的自由未満ということに少なくとも文言上はなります (22 条参照)。22 条、29 条の「公共の福祉」の意味につき対立がありますが、精神的自由である 21 条への追加について現在の学説では十分説明できないので省略します。) そして、目的が公益及び公の秩序を害するかどうかの一次的判断は行政 (政府) が行うわけですから (総論※8 参照)、ときの政府の方針に反する活動は行えないこととなり得ます。</p>
	<p>第 21 条の 2 (国政上の行為に関する説明の責務) 国は、国政上の行為につき国民に説明する責務を負う。</p>	<p>Q&A で「個人の法律上の権利として主張するには熟していないことから、まず国の側の責務として規定することとし」たとされているので、国民の知る権利を「法律上の権利として主張」できないこととしようとする自民党が考えていることがわかります。例えば情報公開法は、1 条で「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする」ことを目的として掲げ、法律上情報公開請求権を認めています。Q&A に従えば、廃止されると考えられます。</p>
<p>第 22 条 1 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。</p>	<p>第 22 条 (居住、移転及び職業選択等の自由等) 1 何人も、居住、移転及び職業選択の自由を有する。 2 全て国民は、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を有する。</p>	<p>外国人が出国の自由を有するとする判例通説に反して、2 項の対象を日本国民のみに変えました。 職業の選択だけ保障しても遂行できなければ意味がないので、現行、草案ともに、職業選択の自由には営業の自由も含まれます。新旧 21 条、新旧 22 条という 4 つの条文を比較すると、21 条には「公益及び公の秩序」が入ったのに対し、22 条では「公共の福祉」が削除されていますから、表現の規制を強化し、経済の規制を緩和したこととなります。 そうすると、経済全体の活性化が期待できる一方で、弱者保護や国産品保護の経済政策のために強者の営業の自由を制限することが憲法上困難になるので、経済弱者や国産品等が保護されにくくなります (こうした政策的な営業の自由の制限は「22 条の」公共の福祉による制限と解されていたのです。22 条の「公共の福祉」には特別の意味はないという見</p>

		解も現行憲法下ではありますが、上記の21条、22条の変化(一方29条では維持)という操作が行われている以上、無意味という見解を維持して草案を解釈することはできません。 表題の最後の「等」は誤記と考えられます。
第23条 学問の自由は、これを保障する。	第23条(学問の自由) 学問の自由は、保障する。	
第24条 1 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。	第24条(家族、婚姻等に関する基本原則) 1 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。 2 婚姻は、両性の合意に基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。 3 家族、扶養、後見、婚姻及び離婚、財産権、相続並びに親族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。	「家族」が何を指すのかが解釈にゆだねられていますが、互助義務が民法730条よりも広範囲を対象としています。家族という単位を尊重することは、非嫡出子(婚外子)の相続分が半分であることや、夫婦別姓が選択できないことを合憲とする方向に働く変更です。また、 家族が助け合えていないせいで貧しい場合には、国の保護が得られにくくなります (25条参照)。 2項から「のみ」が抜けています。ただ、現在も証人や届出が必要なので、厳密には「のみ」で成立するわけではありません。「両性の」はそのまま維持されているので、同性婚を認めやすくなっています。 「個人」を「人」と改めた13条とは整合的でないものとなっていますので、13条は個人としては尊重していないという読み方が論理的です。つまり家族法についてだけ個人の尊重が維持されていることとなります。
第25条 1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。	第25条(生存権等) 1 全て国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。 2 国は、 国民生活のあらゆる側面 において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。	「国民生活」としてしていますので外国人の生存権を肯定する余地が狭まりました。 現在勤労の義務(27条)を果たさないことが生活保護を受けるのに不利になると同様に、 草案の下での憲法上の義務を果たさないことが不利に働きます 。この傾向は、「権利には……義務が伴うことを自覚し」なければならない旨を12条で明記した草案の下では、より顕著になります。例えば、家族が助け合えていないせいで貧しい場合には、草案24条1項に反しますから、今より国の保護が得られにくくなります。
	第25条の2(環境保全の責務) 国は、国民と協力して、国民が良好な環境を享受することができるようにその保全に努めなければならない。	ご覧の通りの国の努力義務ですが、「国民と協力して」は、国民が良好な環境の保全に努めなければならないことを前提とした規定になっています(総論参照)。総論とは別の視点から説明すると、国は、国民の協力がなければ、「国民と協力して……環境……の保全に努め」ることができません。ですから、国民が協力しなければならないことを前提としないと、国が25条の2違反を犯

		<p>すことになってしまいます。</p> <p>21条の2と同様に、国民の環境権は認められてはいないことが明らかになりました。</p>
	<p>第25条の3 (在外国民の保護) 国は、国外において緊急事態が生じたときは、在外国民の保護に努めなければならない。</p>	<p>草案のように9条を変えることによって必然的に在外国民保護のための派兵が不可能から可能に変わるわけではありません。在外国民の保護は、他国を助けに行くという集団的自衛権行使の場面ではなく、必要最小限度の実力行使かどうかの解釈の問題なので、9条を変更することによる直接的な変化はなく、基本的には自衛隊法や政府見解の問題です。</p> <p>そして、もちろん現在でも国は在外国民の保護に努めているはずですが、ただ、25条の3で明確に書くことによって、集団的自衛権行使の場面以外でも、海外における緊急事態の際に国防軍が軍事活動を行いやすくなるとは言えます。</p> <p>こうした派兵は、人命救助のために積極的にやるべきとの意見がある一方で、在外国民保護名目での派兵が数々の侵略戦争を生んできたとの指摘もあります。</p>
	<p>第25条の4 (犯罪被害者等への配慮) 国は、犯罪被害者及びその家族の人権及び処遇に配慮しなければならない。</p>	<p>被害者保護という近年の法改正の流れが明文化されています。国家権力による強力な人権制限である、被疑者被告人に対する身体拘束や刑罰とは異なり、憲法に明記することが必要な事項ではなく、被害者への厚い配慮は基本的に法律の役割ですが、あえて憲法に明記することにより、より被害者保護が厚くなることを期待されます。裁判の迅速化が求められるため、冤罪を生まないこととの両立が課題です。また、被害者感情を量刑において重視すれば厳罰化が進む傾向にあります。</p> <p>何か新たな人権が規定されたわけではない点は21条の2と同様です。</p>
<p>第26条 1 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。</p>	<p>第26条 (教育に関する権利及び義務等) 1 全て国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する。 2 全て国民は、法律の定めるところにより、その保護する子に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、無償とする。 3 国は、教育が国の未来を切り拓く上で欠くことのできないものであることに鑑み、教育環境の整備に努めなければならない。</p>	<p>教育環境の整備は、「国の未来を切り拓く上で欠くことのできないものであることに鑑み」てなされるため、国の利益となるような教育がなされることとなります。</p>
<p>第27条 1 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。 3 児童は、これを酷使してはならない。</p>	<p>第27条 (勤労の権利及び義務等) 1 全て国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律で定める。 3 何人も、児童を酷使してはならない。</p>	

い。		
第 28 条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。	第 28 条（勤労者の団結権等） 1 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、保障する。 2 公務員については、全体の奉仕者であることに鑑み、法律の定めるところにより、前項に規定する権利の全部又は一部を制限することができる。この場合においては、公務員の勤労条件を改善するため、必要な措置が講じられなければならない。	教員や旧郵便局員を中心とした公務員の労働基本権制約について、合憲→違憲→合憲と大きな判例の変遷がありました。再び違憲となる余地を狭めました。
第 29 条 1 財産権は、これを侵してはならない。 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。	第 29 条（財産権） 1 財産権は、保障する。 2 財産権の内容は、公益及び公の秩序に適合するやうに、法律で定める。この場合において、知的財産権については、国民の知的創造力の向上に資するように配慮しなければならない。 3 私有財産は、正当な補償の下に、公共のために用ひることができる。	「公益及び公の秩序」の解説は他の条文に譲ります。「保障する」に変わっている点については19条をご覧ください。国民の知的創造力の向上に資するやうに知的財産権の内容が定められるのですから、それに資しないと判断された文章、絵、曲、発明等は保護されることが読み取れます。
第 30 条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。	第 30 条（納税の義務） 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。	
第 31 条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。	第 31 条（適正手続の保障） 何人も、法律の定める適正な手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。	31 条の適正手続は、従来通りの解釈を明文化しています。 34 条では正当な理由と理由告知と弁護人依頼権のうちの一部がなくても抑留拘禁され得るとも読める文言になっていますが、そこまで意図しているのかは不明です。
第 32 条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。	第 32 条（裁判を受ける権利） 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を有する。	36 条で拷問の禁止が絶対的でなくなっていますから、 公益及び公の秩序（12 条後段、13 条後段）が勝れば拷問され得ること にしたというのが改正の趣旨であるとみざるを得ません（総論※8 参照）。例えば「侵してはならない」通信の秘密に対して、通信傍受法が作れたのと同様です。
第 33 条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。	第 33 条（逮捕に関する手続の保障） 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、裁判官が発し、かつ、理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。	38 条 3 項が自白のみで有罪とされないことと刑罰を科されないことを規定していたのに対し、草案で刑罰の方が抜けていることを不安に思う方もいるようですが、有罪とならずに刑罰を科されることはないので実質の変更ではないと考えられます。
第 34 条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければならない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。	第 34 条（抑留及び拘禁に関する手続の保障） 1 何人も、正当な理由がなく、若しくは理由を直ちに告げられることなく、又は直ちに弁護人に依頼する権利を与えられることなく、抑留され、又は拘禁されない。 2 拘禁された者は、拘禁の理由を直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示すことを求める権利を有する。	
第 35 条 1 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第 33 条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。 2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。	第 35 条（住居等の不可侵） 1 何人も、正当な理由に基づいて発せられ、かつ、搜索する場所及び押収する物を明示する令状によらなければ、住居その他の場所、書類及び所持品について、侵入、搜索又は押収を受けない。ただし、第 33 条の規定により逮捕される場合は、この限りでない。 2 前項本文の規定による搜索又は押収は、裁判官が発する各別の令状によって行ふ。	
第 36 条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。	第 36 条（拷問及び残虐な刑罰の禁止） 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、禁止する。	

<p>第 37 条 1 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。 2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。 3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。</p>	<p>第 37 条 (刑事被告人の権利) 1 全て刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。 2 被告人は、全ての証人に対して審問する機会を十分に与えられる権利及び公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。 3 被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを付する。</p>	
<p>第 38 条 1 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。 2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。 3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。</p>	<p>第 38 条 (刑事事件における自白等) 1 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。 2 拷問、脅迫その他の強制による自白又は不当に長く抑留され、若しくは拘禁された後の自白は、証拠とすることができない。 3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされない。</p>	
<p>第 39 条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。</p>	<p>第 39 条 (遡及処罰等の禁止) 何人も、実行の時に違法ではなかつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。同一の犯罪については、重ねて刑事上の責任を問はれない。</p>	
<p>第 40 条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。</p>	<p>第 40 条 (刑事補償を求める権利) 何人も、抑留され、又は拘禁された後、裁判の結果無罪となつたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。</p>	

現行	草案	解説
<p>第四章 国会 第 41 条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。</p>	<p>第四章 国会 第 41 条 (国会と立法権) 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。</p>	
<p>第 42 条 国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。</p>	<p>第 42 条 (両議院) 国会は、衆議院及び参議院の両議院で構成する。</p>	
<p>第 43 条 1 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。 2 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。</p>	<p>第 43 条 (両議院の組織) 1 両議院は、全国民を代表する選挙された議員で組織する。 2 両議院の議員の定数は、法律で定める。</p>	
<p>第 44 条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。</p>	<p>第 44 条 (議員及び選挙人の資格) 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律で定める。この場合においては、人種、信条、性別、障害の有無、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。</p>	<p>44 条で、障害の有無が選挙権に影響しないことが明確になりました。従前と実質的な差異はありません (14 条参照) が、例えば障害により投票所に行けない方の投票機会確保が、より充実する可能性はあります。</p>
<p>第 45 条 衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。</p>	<p>第 45 条 (衆議院議員の任期) 衆議院議員の任期は、四年とする。ただし、衆議院が解散された場合には、その期間満了前に終了する。</p>	
<p>第 46 条 参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。</p>	<p>第 46 条 (参議院議員の任期) 参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。</p>	
<p>第 47 条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。</p>	<p>第 47 条 (選挙に関する事項) 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律で定める。この場合においては、各選挙区</p>	<p>選挙区割りについて現行憲法では人口要素 (14 条) だけが憲法上要請されているのに対して、草案 47 条で、地域間の一票の格差が憲法上容認されました。Q&A に「衆議院議員選挙区画定審議会設置法 3 条 1 項の規定を参考にして加えたもの</p>

	は、人口を基本とし、行政区画、地勢等を総合的に勘案して定めなければならない。	であり、現行法制を踏まえたもの」とありますが、この条文は2倍を超えないようにすることを定めているにもかかわらず、草案にはその部分がありません。 Q&Aに「違憲状態にあるとの最高裁判所の判決が続いていることに鑑み」て規定したとありますから、これによって 現在の一票の格差を合憲とする意図があることを明らかにしている といえます。
第48条 何人も、同時に両議院の議員たることはできない。	第48条（両議院議員兼職の禁止） 何人も、同時に両議院の議員となることはできない。	
第49条 両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。	第49条（議員の歳費） 両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。	
第50条 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。	第50条（議員の不逮捕特権） 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があるときは、会期中釈放しなければならない。	
第51条 両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。	第51条（議員の免責特権） 両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問われない。	
第52条 国会の常会は、毎年一回これを召集する。	第52条（通常国会） 1 通常国会は、毎年一回召集される。 2 通常国会の会期は、法律で定める。	
第53条 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。	第53条（臨時国会） 内閣は、臨時国会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があったときは、 要求があった日から二十日以内に臨時国会が召集されなければならない。	54条で 解散権が総理大臣 に与えられました。従前は内閣の権限でしたが、従わない大臣は罷免すればよかったので実質的変化はありません。参議院の緊急集会が衆議院解散のときにおけるものしか規定されておらず、 衆議院任期満了の際には開けないことになるという不備がもと とあるのですが、そこは変更されていません。
第54条 1 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。 2 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。 3 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであって、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。	第54条（衆議院の解散と衆議院議員の総選挙、特別国会及び参議院の緊急集会） 1 衆議院の解散は、内閣総理大臣が決定する。 2 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行い、その選挙の日から三十日以内に、特別国会が召集されなければならない。 3 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。ただし、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。 4 前項ただし書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであって、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失う。	55条でほとんど出席していなくても議事が可能になりました。
第55条 両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。	第55条（議員の資格審査） 両議院は、各々その議員の資格に関し争いがあるときは、これについて審査し、議決する。ただし、議員の議席を失わせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。	63条では大臣が職務上の必要から出席を拒否できることが明記されました。
第56条 1 両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、 議事を開き議決する ことができない。 2 両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。	第56条（表決及び定足数） 1 両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。 2 両議院の 議決は 、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければすることができない。	64条の2ができたことによって 政党の保護 が厚くなりました。一方、 政党要件を満たさないものや無所属議員がより不利 になり得ます（現在でも政見放送の可否などに違いがあら
第57条 1 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。 2 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。 3 出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。	第57条（会議及び会議録の公開等） 1 両議院の会議は、公開しなければならない。ただし、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。 2 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるものを除き、これを公表し、かつ、一般に頒布しなければならない。 3 出席議員の五分の一以上の要求があるときは、各議員の表決を会議録に記載しなければならない。	
第58条 1 両議院は、各々その議長その他の役員を選任す	第58条（役員を選任並びに議院規則及び懲罰） 1 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。	

<p>る。 2 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。</p>	<p>2 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、並びに院内の秩序を乱した議員を懲罰することができる。ただし、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。</p>	<p>われています)。また、より厳格な党議拘束が可能になり得ます。</p>
<p>第 59 条 1 法律案は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。 2 衆議院で可決し、参議院でこれと異なった議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。 3 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。 4 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。</p>	<p>第 59 条 (法律案の議決及び衆議院の優越) 1 法律案は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。 2 衆議院で可決し、参議院でこれと異なった議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。 3 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。 4 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。</p>	
<p>第 60 条 1 予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。 2 予算について、参議院で衆議院と異なった議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。</p>	<p>第 60 条 (予算案の議決等に関する衆議院の優越) 1 予算案は、先に衆議院に提出しなければならない。 2 予算案について、参議院で衆議院と異なった議決をした場合において、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。</p>	
<p>第 61 条 条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。</p>	<p>第 61 条 (条約の承認に関する衆議院の優越) 条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。</p>	
<p>第 62 条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。</p>	<p>第 62 条 (議院の国政調査権) 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。</p>	
<p>第 63 条 内閣総理大臣その他の国務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。</p>	<p>第 63 条 (内閣総理大臣等の議院出席の権利及び義務) 1 内閣総理大臣及びその他の国務大臣は、議案について発言するため両議院に出席することができる。 2 内閣総理大臣及びその他の国務大臣は、答弁又は説明のため議院から出席を求められたときは、出席しなければならない。ただし、職務の遂行上特に必要がある場合は、この限りでない。</p>	
<p>第 64 条 1 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。 2 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。</p>	<p>第 64 条 (弾劾裁判所) 1 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。 2 弾劾に関する事項は、法律で定める。</p>	
<p></p>	<p>第 64 条の 2 (政党) 1 国は、政党が議会制民主主義に不可欠の存在であることに鑑み、その活動の公正の確保及びその健全な発展に努めなければならない。 2 政党の政治活動の自由は、保障する。 3 前二項に定めるもののほか、政党に関する事項は、法律で定める。</p>	
<p>第五章 内閣 第 65 条 行政権は、内閣に属する。</p>	<p>第五章 内閣 第 65 条 (内閣と行政権) 行政権は、この憲法に特別の定めのある場合を除き、内閣に属する。</p>	<p>軍の設置に伴って、文民条項がどんな意味を持つことになるのか問題となるわけですが、これについて、66 条 2 項で</p>
<p>第 66 条 1 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組</p>	<p>第 66 条 (内閣の構成及び国会に対する責任) 1 内閣は、法律の定めるところにより、その首長である内閣総理大臣及びその他の国務大臣で構成する。</p>	

<p>織する。 2 内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。 3 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。</p>	<p>2 内閣総理大臣及び全ての国務大臣は、現役の軍人であってはならない。 3 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う。</p>	<p>国防軍 OB が大臣になれることが明らかになりました。総理大臣にもなれます。</p>
<p>第 67 条 1 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。 2 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。</p>	<p>第 67 条 (内閣総理大臣の指名及び衆議院の優越) 1 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会が指名する。 2 国会は、他の全ての案件に先立って、内閣総理大臣の指名を行わなければならない。 3 衆議院と参議院とが異なつた指名をした場合において、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が指名をしないときは、衆議院の指名を国会の指名とする。</p>	<p>なお、旧日本軍も自衛隊も現行憲法下の軍隊ではないので、現在の議論と草案の下での議論は異なりますが、参考までに現在の政府見解を紹介すると、軍 OBのうち強い軍国思想の持ち主や、現役自衛官は、文民ではないとしています。強い軍国思想を持つ国防軍 OB も大臣になれる点で文民統制が弱まっているといえます。</p>
<p>第 68 条 1 内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。 2 内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。</p>	<p>第 68 条 (国務大臣の任免) 1 内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。この場合においては、その過半数は、国会議員の中から任命しなければならない。 2 内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。</p>	<p>強い軍国思想を持つ国防軍 OB も大臣になれる点で文民統制が弱まっているといえます。</p>
<p>第 69 条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。</p>	<p>第 69 条 (内閣の不信任と総辞職) 内閣は、衆議院が不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。</p>	<p>73 条 6 号で、権利制限・義務賦課はできないこととした一方で、罰則は設けられるようになったという条文になっていますが、その設計の合理性が見出し難いため、誤りかもしれません。</p>
<p>第 70 条 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。</p>	<p>第 70 条 (内閣総理大臣が欠けたとき等の内閣の総辞職等) 1 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員の総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。 2 内閣総理大臣が欠けたとき、その他これに準ずる場合として法律で定めるときは、内閣総理大臣があらかじめ指定した国務大臣が、臨時に、その職務を行う。</p>	<p>75 条は訴追から公訴提起に文言を改めたにもかかわらず、表題が不訴追特権になっており、不整合です。また、あえて公訴提起という文言に改めたということは、逮捕勾留もされないという現在の解釈は維持されないと考えられます。</p>
<p>第 71 条 前二条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。</p>	<p>第 71 条 (総辞職後の内閣) 前二条の場合には、内閣は、新たに内閣総理大臣が任命されるまでの間は、引き続き、その職務を行う。</p>	<p>75 条は訴追から公訴提起に文言を改めたにもかかわらず、表題が不訴追特権になっており、不整合です。また、あえて公訴提起という文言に改めたということは、逮捕勾留もされないという現在の解釈は維持されないと考えられます。</p>
<p>第 72 条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。</p>	<p>第 72 条 (内閣総理大臣の職務) 1 内閣総理大臣は、行政各部を指揮監督し、その総合調整を行う。 2 内閣総理大臣は、内閣を代表して、議案を国会に提出し、並びに一般国務及び外交関係について国会に報告する。 3 内閣総理大臣は、最高指揮官として、国防軍を統括する。</p>	<p>75 条は訴追から公訴提起に文言を改めたにもかかわらず、表題が不訴追特権になっており、不整合です。また、あえて公訴提起という文言に改めたということは、逮捕勾留もされないという現在の解釈は維持されないと考えられます。</p>
<p>第 73 条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。 一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。 二 外交関係を処理すること。 三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。 四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。 五 予算を作成して国会に提出すること。 六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。 七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。</p>	<p>第 73 条 (内閣の職務) 内閣は、他の一般行政事務のほか、次に掲げる事務を行う。 一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。 二 外交関係を処理すること。 三 条約を締結すること。ただし、事前に、やむを得ない場合は事後に、国会の承認を経ることを必要とする。 四 法律の定める基準に従ひ、国の公務員に関する事務をつかさどること。 五 予算案及び法律案を作成して国会に提出すること。 六 法律の規定に基づき、政令を制定すること。ただし、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、義務を課し、又は権利を制限する規定を設けることができない。 七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。</p>	<p>75 条は訴追から公訴提起に文言を改めたにもかかわらず、表題が不訴追特権になっており、不整合です。また、あえて公訴提起という文言に改めたということは、逮捕勾留もされないという現在の解釈は維持されないと考えられます。</p>
<p>第 74 条</p>	<p>第 74 条 (法律及び政令への署名)</p>	<p></p>

<p>法律及び政令には、すべて主任の国务大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。</p>	<p>法律及び政令には、全て主任の国务大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。</p>	
<p>第75条 国务大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。</p>	<p>第75条（国务大臣の不訴追特権） 国务大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、公訴を提起されない。ただし、国务大臣でなくなった後に、公訴を提起することを妨げない。</p>	
<p>第六章 司法 第76条 1 すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。 2 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。 3 すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。</p>	<p>第六章 司法 第76条（裁判所と司法権） 1 全て司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。 2 特別裁判所は、設置することができない。行政機関は、最終的な上訴審として裁判を行うことができない。 3 全て裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。</p>	<p>77条2項により、私人である弁護士が最高裁判所規則に従うことが明記されました。弁護士自治の否定方向の変更です。</p>
<p>第77条 1 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。 2 検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。 3 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。</p>	<p>第77条（最高裁判所の規則制定権） 1 最高裁判所は、裁判に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。 2 検察官、弁護士その他の裁判に関わる者は、最高裁判所の定める規則に従わなければならない。 3 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。</p>	<p>79条2項等により、国会議員にとって良い裁判官に長く続けてもらい、悪い裁判官にすぐに辞めてもらうという運用が法律でできることになりました。報酬の点でも司法権の独立が文言上弱まっています。</p>
<p>第78条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。</p>	<p>第78条（裁判官の身分保障） 裁判官は、次条第三項に規定する場合及び心身の故障のために職務を執ることができないと裁判により決定された場合を除いては、第六十四条第一項の規定による裁判によらなければ罷免されない。行政機関は、裁判官の懲戒処分を行うことができない。</p>	
<p>第79条 1 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。 2 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。 3 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。 4 審査に関する事項は、法律でこれを定める。 5 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。 6 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。</p>	<p>第79条（最高裁判所の裁判官） 1 最高裁判所は、その長である裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官で構成し、最高裁判所の長である裁判官以外の裁判官は、内閣が任命する。 2 最高裁判所の裁判官は、その任命後、法律の定めるところにより、国民の審査を受けなければならない。 3 前項の審査において罷免すべきとされた裁判官は、罷免される。 4 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。 5 最高裁判所の裁判官は、全て定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、分限又は懲戒による場合及び一般の公務員の例による場合を除き、減額できない。</p>	
<p>第80条 1 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。 2 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。</p>	<p>第80条（下級裁判所の裁判官） 1 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣が任命する。その裁判官は、法律の定める任期を限って任命され、再任されることができる。ただし、法律の定める年齢に達した時には、退官する。 2 前条第五項の規定は、下級裁判所の裁判官の報酬について準用する。</p>	
<p>第81条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。</p>	<p>第81条（法令審査権と最高裁判所） 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する最終的な上訴審裁判所である。</p>	
<p>第82条 1 裁判の対審及び判決は、公開法廷で行ふ。 2 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は</p>	<p>第82条（裁判の公開） 1 裁判の口頭弁論及び公判手続並びに判決は、公開の法廷で行う。</p>	

<p>善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてある事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。</p>	<p>2 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると決した場合には、口頭弁論及び公判手続は、公開しないで行うことができる。ただし、政治犯罪、出版に関する犯罪又は第三章で保障する国民の権利が問題となっている事件の口頭弁論及び公判手続は、常に公開しなければならない。</p>	
<p>第七章 財政 第 83 条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。</p>	<p>第七章 財政 第 83 条 (財政の基本原則) 1 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて行使しなければならない。 2 財政の健全性は、法律の定めるところにより、確保されなければならない。</p>	<p>83条2項に明記された「財政の健全性」については、「わが党がかつて提出した「財政健全化責任法案」のような法律で規定することになるとされています。</p>
<p>第 84 条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。</p>	<p>第 84 条 (租税法律主義) 租税を新たに課し、又は変更するには、法律の定めるところによることを必要とする。</p>	
<p>第 85 条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。</p>	<p>第 85 条 (国費の支出及び国の債務負担) 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とする。</p>	
<p>第 86 条 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。</p>	<p>第 86 条 (予算) 1 内閣は、毎会計年度の予算案を作成し、国会に提出して、その審議を受け、議決を経なければならない。 2 内閣は、毎会計年度中において、予算を補正するための予算案を提出することができる。 3 内閣は、当該会計年度開始前に第一項の議決を得られる見込みがないと認めるときは、暫定期間に係る予算案を提出しなければならない。 4 毎会計年度の予算は、法律の定めるところにより、国会の議決を経て、翌年度以降の年度においても支出することができる。</p>	<p>86条4項は、Q&Aで「現行制度でも認めている繰越明許費や継続費などを憲法上認めるとともに、いわゆる複数年度予算についても、法律の定めるところにより実施可能とするもの」とされています。Q&Aで指摘されている通り、草案は現行法上の繰越明許費(財政法14条の3)、継続費(財政法14条の2)よりも緩やかに長期予算を認めるものとなっています。</p>
<p>第 87 条 1 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。 2 すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。</p>	<p>第 87 条 (予備費) 1 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基づいて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。 2 全て予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。</p>	
<p>第 88 条 すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。</p>	<p>第 88 条 (皇室財産及び皇室の費用) 全て皇室財産は、国に属する。全て皇室の費用は、予算案に計上して国会の議決を経なければならない。</p>	
<p>第 89 条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。</p>	<p>第 89 条 (公の財産の支出及び利用の制限) 1 公金その他の公の財産は、第二十条第三項ただし書に規定する場合を除き、宗教的活動を行う組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため支出し、又はその利用に供してはならない。 2 公金その他の公の財産は、国若しくは地方自治体その他の公共団体の監督が及ばない慈善、教育若しくは博愛の事業に対して支出し、又はその利用に供してはならない。</p>	<p>89条1項で政教分離が弱まっているのは、20条に対応するものです。2項で公金支出等が可能な事業の範囲が広がっており、例えば従来解釈上可能とされてきた私学助成等が今以上に行いやすい文言になっています。</p>
<p>第 90 条 1 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。 2 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。</p>	<p>第 90 条 (決算の承認等) 1 内閣は、国の収入支出の決算について、全て毎年会計検査院の検査を受け、法律の定めるところにより、次の年度にその検査報告とともに両議院に提出し、その承認を受けなければならない。 2 会計検査院の組織及び権限は、法律で定める。 3 内閣は、第一項の検査報告の内容を予算案に反映させ、国会に対し、その結果について報告しなければならない。</p>	<p>91条で国民への報告が不要になったようにも読めますが、21条の2でカバーされています。</p>
<p>第 91 条 内閣は、国会及び国民に対し、定期的に、少なくとも</p>	<p>第 91 条 (財政状況の報告) 内閣は、国会に対し、定期的に、少なくとも毎年一回、国</p>	

毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。	の財政状況について報告しなければならない。	
-----------------------------	-----------------------	--

現行	草案	解説
第八章 地方自治	第八章 地方自治 第92条 (地方自治の本旨) 1 地方自治は、住民の参画を基本とし、住民に身近な行政を自主的、自立的かつ総合的に実施することを旨として行う。 2 住民は、その属する地方自治体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を公平に分担する義務を負う。	92条は、「地方自治の本旨」という文言が無定義で用いられていたため」明確化を図ったものとされています。明確なのは評価が分かれますが、92条1項前段が住民自治（住民の意思に基づいて民主主義的に行うこと）、後段が団体自治（国から独立して団体自らが自由に行うこと）を定めていると読めます。その範囲は「住民に身近な行政」と限定され、中央集権化しました。 2項で住民の公平分担義務が新設されています。
第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。	第93条 (地方自治体の種類、国及び地方自治体の協力等) 1 地方自治体は、基礎地方自治体及びこれを包括する広域地方自治体とすることを基本とし、その種類は、法律で定める。 2 地方自治体の組織及び運営に関する基本的事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律で定める。 3 国及び地方自治体は、法律の定める役割分担を踏まえ、協力しなければならない。地方自治体は、相互に協力しなければならない。	1項で地方自治体が二段階であることが憲法上明確になりました。現在憲法上の地方公共団体ではない東京の各区がどう位置付けられるのかは不明です。 3項で国と地方自治体の協力義務、地方自治体間の相互協力義務が新設されています。
第93条 1 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。 2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。	第94条 (地方自治体の議会及び公務員の直接選挙) 1 地方自治体には、法律の定めるところにより、条例その他重要事項を議決する機関として、議会を設置する。 2 地方自治体の長、議会の議員及び法律の定めるその他の公務員は、当該地方自治体の住民であって日本国籍を有する者が直接選挙する。	定住外国人の地方参政権を認めることも合憲とする判例・通説が2項で覆されています。
第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。	第95条 (地方自治体の権能) 地方自治体は、その事務を処理する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。	財産を管理する権能、行政を執行する権能が削除され、中央集権化しています。
	第96条 (地方自治体の財政及び国の財政措置) 1 地方自治体の経費は、条例の定めるところにより課する地方税その他の自主的な財源をもって充ててることを基本とする。 2 国は、地方自治体において、前項の自主的な財源だけでは地方自治体の行うべき役務の提供ができないときは、法律の定めるところにより、必要な財政上の措置を講じなければならない。 3 第八十三条第二項の規定は、地方自治について準用する。	3項は、地方自治体においても財政の健全性が確保されなければならない旨定めています。
第95条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。	第97条 (地方自治特別法) 特定の地方自治体の組織、運営若しくは権能について他の地方自治体と異なる定めをし、又は特定の地方自治体の住民にのみ義務を課し、権利を制限する特別法は、法律の定めるところにより、その地方自治体の住民の投票において有効投票の過半数の同意を得なければ、制定することができない。	住民の権利義務にかかわらない事実上の不平等・不利益を生じさせるような法律については住民投票が不要となり、中央集権化しています。
	第九章 緊急事態	条文のない現在でも国家緊急権の発動

	<p>第 98 条 (緊急事態の宣言)</p> <p>1 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。</p> <p>2 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。</p> <p>3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があったとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又は事態の推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。また、百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、百日を超えるごとに、事前に国会の承認を得なければならない。</p> <p>4 第二項及び前項後段の国会の承認については、第六十条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日以内」とあるのは、「五日以内」と読み替えるものとする。</p> <p>第 99 条 (緊急事態の宣言の効果)</p> <p>1 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。</p> <p>2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。</p> <p>3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。</p> <p>4 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。</p>	<p>はやむを得ず可能というのが政府見解であり、学説上も有力ですが、Q&A によれば、条文にすることで、その効果が「99 条に規定されていることに限られる」こととなります。そのため、内閣総理大臣に全てが委ねられるわけではありませし、むしろ条文にない場合より対応に歯止めがかかるとともに、硬直的になるともいえます。</p> <p>具体的な効果は条文の通りです。</p> <p>もともと、98 条「に掲げられている事態は例示であり」、「99 条に規定している効果を持たせたいときに、緊急事態の宣言を行う」とする Q&A を前提とすれば、99 条による内閣の強大な権限は、内閣が強大な権限を握りたいときに与えられるということですから、三権分立が著しく弱まるとともに、国民が公の機関の指示に従わなければならないかどうかは、内閣の判断次第であることとなります。</p> <p>また、「国民の生命、身体及び財産という大きな人権を守るために、そのため必要な範囲でより小さな人権がやむなく制限されることもあり得る」としていることから、表現の自由などの精神的自由を、財産権に劣後する「小さな人権」と考えていることがわかります。</p> <p>人権の大小という考え方は一般的ではありませんが、現在は精神的自由が優越する（少なくとも同等である）と考えられています。なぜなら、財産権は害されても賠償すればすむ上、抗議できるのに対して、精神的自由が害されると人格に直結する上、抗議すること自体が封じられてしまい民主的に回復することができなくなってしまふからです。これとは異なる考え方を自民党が採っていると言えます。</p> <p>緊急事態下で憲法秩序を停止できることは条文として定めておくべきだとの考えは、国民が憲法秩序の破壊に対して有する抵抗権も条文として定めておくべきだとの考えと結びつきやすいですが、抵抗権は草案にありません（現行・草案ともに、12 条が条文上の手掛かりにはなり得ます。）。</p>
<p>第九章 改正 第 96 条</p>	<p>第十章 改正 第 100 条</p>	<p>国会の議決の要件が 3 分の 2 から過半数に緩和され、発議者が国会から議員に変</p>

<p>1 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。</p> <p>2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。</p>	<p>1 この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議により、両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を得なければならない。この承認には、法律の定めるところにより行われる国民の投票において有効投票の過半数の賛成を必要とする。</p> <p>2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、直ちに憲法改正を公布する。</p>	<p>更されています。</p> <p>国民投票も「有効投票の過半数」とされたので、分母が有権者数や総投票数ではない点で緩やかです。この要件は現在の国民投票法 98 条 2 項、126 条 1 項と同じですが、再び変えるには憲法改正が必要となるという変化があります。つまり、現在の法律の規定については、現行憲法が国民の過半数としている点との整合性や、最低投票率を設けていないことと併せて考えると緩やかすぎるのではないかという点が議論されていますが、法律で厳格化することができなくなるということです。</p> <p>「一体を成すものとして」との文言の削除により、そのときの旧憲法とはかけ離れた内容への改正が可能となっています。</p> <p>公布名義は国民から天皇に変わっています。</p> <p>草案 2 項の「承認」は誤記と考えられます(6 条参照)。</p> <p>諸外国との詳細な比較はここではしませんが、改正要件や改正回数を比較する際には、どこまでを「憲法」とみるかを揃えることが重要です。例えば、日本では国会法、内閣法、刑法、政党関係・公務員関係の法律などで規定されている内容が、ある国では憲法の中で規定されていたりしますし、逆もあり得ます。一般論として、憲法で決めている内容が幅広いと、細かいことを変える必要性が大きいわけですから、改正要件も緩やかなのが自然です。また、幅広く書いてある憲法(例えばドイツ基本法)と同じ範囲を「憲法」とみて比較すれば、日本は何度も「憲法」(に相当する内容の国会法等)を改正していると言えますし、逆もあり得ます。</p> <p>現行・草案ともに国民投票があるのは、代表民主制(間接民主制、43 条 1 項、現行前文 1 項)の例外です。民主主義において、国民投票ではなく議会の議決が原則とされている根拠として、議会ならば投票者である議員皆で議論できるため、多数決にあたり少数派の権利に配慮できること、国民投票では扇動力のある者への人気投票となってしまういつの間にか独裁に至りかねないとの歴史的教訓があること等が挙げられます。特に、憲法改正においては、時の多数派がやってはいけないことのリストを時の多数派が変えるという場面(民主主義を貫くために立憲主義が後退しやすい場面)なわけですから(総論参照)、少数派や将来世代への配慮が欠かせません。このため、現行憲法では、国会の議決</p>
---	---	---

		<p>要件を厳しくして暴走を止めていると言えます。一方、草案では、国民投票を行う国民のうち多数派を形成する者が、いかに少数派や将来世代の立場に立って判断できるかという点に委ねられているといえます。つまり、国民投票まで容易に進むようにする場合、国民が改正内容を十分吟味する必要があるということですから、例えばこの草案の中身について国民に十分周知されているといえる状況であればあるほど、96条改正には賛成しやすいと言えます。</p> <p>以上は、96条の改正が先行した場合の話ですが、草案全体を見た場合、そもそも時の多数派がやってはいけないことのリストという性質が希薄であるため（総論参照）、上記の要請はそれほど重要なものではないこととなります。</p> <p>なお、改正条項の改正は不可能（改正要件が厳しいことこそが憲法を最高法規たらしめているのだから、改正要件の緩和は日本国憲法の自殺である）とする見解もあります。また、96条の改正が可能だとしても、今回の草案の内容を全体としてみると、憲法改正の限界を超えているのではないかという議論もあります。しかし、改正の限界を超える新憲法も無効ではない（たとえ無効判決がでて、裁判所の存在を基礎づける旧憲法自体を破棄する革命が起こっているため、新憲法を否定できない）と考えるのが一般です。また、憲法改正は日本国憲法自身が96条で想定しているため、憲法改正の主張を公務員が行っても憲法尊重擁護義務には違反しません。しかし、憲法改正の限界を超えた新憲法制定の主張を公務員が行うことは、現行憲法の憲法尊重擁護義務違反です。また、小刻みに変えていくと改正の限界を超えずにいつの間にか新憲法になる、ということもあり得ます。</p>
<p>第十章 最高法規 第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。</p>	<p>第十一章 最高法規</p>	<p>実質的最高法規性をうたう97条が削除されていますが、11条、12条を再確認するものなので、削除により基本的人権がなくなるわけではありません。しかし、97条がこの位置にあった趣旨は、実質的最高法規性から98条の形式的最高法規性が導き出される（人権が大事だからこそ、それを定めた憲法が最上位の法である）という歴史的意義を示す点にありましたから、これを削除することは、歴史を踏まえるべきとしている自民党の考え（前文、11条参照）と整合的ではありません。</p> <p>そうすると、削除することで人権の不可侵性を弱めたと考えることが自然です。憲法が最高法規である理由が、人権が重要だからというわけでは必ずしもなくなるわけですから、運用上変化がある可能性があるだけでなく、その後の憲法改正にあたり、各人権規定の改正に限界はないと考えやすくなります。</p>
<p>第98条 1 この憲法は、国の最高法規で</p>	<p>第101条（憲法の最高法規性等） 1 この憲法は、国の最高法規であつて、</p>	

<p>あつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。 2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。</p>	<p>その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。 2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。</p>	
<p>第 99 条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。</p>	<p>第 102 条（憲法尊重擁護義務） 1 全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。 2 国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負う。</p>	<p>国民に憲法尊重義務が課されました。「遵守するのは余りに当然のことであつて、憲法に規定を置く以上、一歩進めて憲法尊重義務を規定した」と Q&A にありますので、遵守義務より重い義務であることがわかります。また、現在の憲法の主な役割は、法律とは逆で、国民が遵守するものではなく国家が遵守するものですので、憲法の本質が変容しています（総論参照）。 なお、天皇が憲法を無視できるようになったとの意見がみられ、天皇を明示することをあえてやめた以上、そのように解釈するのが合理的です。ただ、1 項の「国民」の一人として尊重義務を負っていると考えることもできます（「国民」に天皇が含まれるかは場面によります）し、擁護はもともと何の権力もない天皇には馴染みません。 「飽くまで訓示規定であり、具体的な効果があるわけではありません」と Q&A にあります。訓示規定というのは、公の機関に対する義務のうち違反しても行為の効力に影響がないものですから、「国は国民が憲法尊重義務を負っていることを踏まえて法令を定立・解釈・適用すべきという規定だが、具体的な効果はない」と自民党が言っていると読めます。もっとも、このような規定であると読むのは条文上困難です。そのため、「訓示規定」という語を例外的に国民に対して使っていると考え、「国民は憲法を尊重すべきという規定だが、具体的な効果はない」と言っていると読むのが自然かもしれません。しかし、この場合、国民の憲法違反が国民の行為の効力に影響しない、すなわち私人間の憲法不適用説を採ったということになり、憲法尊重義務を置いたのとは逆方向の変化を Q&A で述べているということになってしまいます。どちらにしても、この部分の Q&A の記述の意味を法的に説明することは困難です。 いずれにせよ、国民が憲法尊重義務を負うことは条文上明白なわけですから、この条文自体には具体的な効果がなくても、法律によって例えば憲法不敬罪のようなものを作った場合の正当化根拠となるという意味を持ちます。また、憲法全体を尊重することが義務になっているわけですから、憲法の全ての規定が義務的性格を帯びることになります（総論参照）。例えば、「国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない」とする 9 条の 3 を（遵守を超えて）尊重しなければならないため、国民は国と協力して領土領海領空を保全しなければなりません（前文 3 項、25 条の 2 参照）。</p>
<p>第十一章 補則 第 100 条</p>	<p>附 則 (施行期日)</p>	

<p>1 この憲法は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から、これを施行する。</p> <p>2 この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手續並びにこの憲法を施行するために必要な準備手續は、前項の期日より前に、これを行ふことができる。</p> <p>第 101 条 この憲法施行の際、参議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、国会としての権限を行ふ。</p> <p>第 102 条 この憲法による第一期の参議院議員のうち、その半数の者の任期は、これを三年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。</p> <p>第 103 条 この憲法施行の際現に在職する国務大臣、衆議院議員及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相応する地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定をした場合を除いては、この憲法施行のため、当然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法によつて、後任者が選挙又は任命されたときは、当然その地位を失ふ。</p>	<p>1 この憲法改正は、平成〇年〇月〇日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(施行に必要な準備行為)</p> <p>2 この憲法改正を施行するために必要な法律の制定及び改廃その他この憲法改正を施行するために必要な準備行為は、この憲法改正の施行の日よりも前に行うことができる。</p> <p>(適用区分等)</p> <p>3 改正後の日本国憲法第七十九条第五項後段(改正後の第八十条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、改正前の日本国憲法の規定により任命された最高裁判所の裁判官及び下級裁判所の裁判官の報酬についても適用する。</p> <p>4 この憲法改正の施行の際現に在職する下級裁判所の裁判官については、その任期は改正前の日本国憲法第八十条第一項の規定による任期の残任期間とし、改正後の日本国憲法第八十条第一項の規定により再任されることができる。</p> <p>5 改正後の日本国憲法第八十六条第一項、第二項及び第四項の規定はこの憲法改正の施行後に提出される予算案及び予算から、同条第三項の規定はこの憲法改正の施行後に提出される同条第一項の予算案に係る会計年度における暫定期間に係る予算案から、それぞれ適用し、この憲法改正の施行前に提出された予算及び当該予算に係る会計年度における暫定期間に係る予算については、なお従前の例による。</p> <p>6 改正後の日本国憲法第九十条第一項及び第三項の規定は、この憲法改正の施行後に提出される決算から適用し、この憲法改正の施行前に提出された決算については、なお従前の例による。</p>	
<p>朕は、日本國民の總意に基いて、新日本建設の礎が、定まるに至つたことを、深くよるこび、樞密顧問の諮詢及び帝國憲法第七十三條による帝國議會の議決を経た帝國憲法の改正を裁可し、ここにこれを公布せしめる。</p> <p>御名 御璽</p> <p>昭和 21 年 11 月 3 日</p> <p>内閣總理大臣兼外務大臣 吉田茂 國務大臣 男爵 幣原喜重郎 司法大臣 木村篤太郎 内務大臣 大村清一 文部大臣 田中耕太郎 農林大臣 和田博雄 國務大臣 齋藤隆雄 通信大臣 一松定吉 商工大臣 星島二郎 厚生大臣 河合良成 國務大臣 植原悦二郎 運輸大臣 平塚常次郎 大藏大臣 石橋湛山 國務大臣 金森徳次郎 國務大臣 膳桂之助</p>	<p>憲法改正推進本部 平成 23 年 12 月 20 日現在 本部長 保利耕輔 最高顧問 麻生太郎 安倍晋三 福田康夫 森喜朗 顧問 古賀誠 中川秀直 野田毅 谷川秀善 中曾根弘文 関谷勝嗣 中山太郎 船田元 保岡興治 副会長 石破茂 木村太郎 中谷元 平沢勝栄 古屋圭司 小坂憲次 中川雅治 溝手顕正 事務局長 中谷元 事務局次長 井上信治 近藤三津枝 磯崎陽輔 岡田直樹</p> <p>憲法改正推進本部 起草委員会 平成 23 年 12 月 22 日 委員長 中谷元 顧問 保利耕輔 小坂憲次 幹事 川口順子 中川雅治 西田昌司 委員 井上信治 石破茂 木村太郎 近藤三津枝<兼務> 柴山昌彦 田村憲久 棚橋泰文 中川秀直 野田毅 平沢勝栄 古屋圭司 有村治子 磯崎陽輔<兼務> 衛藤晟一 大家敏志 片山さつき 佐藤正久 中曾根弘文 藤川政人 古川俊治 丸山和也 山谷えり子 若林健太 事務局長 磯崎陽輔 事務局次長 近藤三津枝</p>	<p>日本国憲法には上諭が、草案には名簿がついているので掲載しておきます。</p>